



# 赤い羽根共同募金

やさしさをありがとう

## 今年もご協力をお願いします

### 町を笑顔にするしくみ

赤い羽根共同募金



障害者の自立や  
就労の支援

高齢者への  
買い物支援



孤立を防ぐ  
見守り支援



災害ボランティア  
活動の支援



コロナ禍の  
フードバンク支援



生活困窮者の  
生活支援



こどもの  
居場所支援



いのちをつなぐ  
電話相談支援

赤い羽根若者向けプロジェクト作品：静岡県立清水南高等学校 芸術科 美術専攻 山本 遥心さん

#### 赤い羽根の歴史

昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり今年で76回目を迎える全国的なたすけあい運動です。運動期間は毎年10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月間、全国一斉に行われます。

#### じぶんの町を良くするしくみ

社会福祉法に基づき都道府県を単位として行われ、寄付金は、その都道府県内で地域福祉の推進を図るために役立てられます。  
寄付金のうち、約7割が身近な地域に助成されます。

#### 計画募金です

地域のさまざまな団体や社会福祉施設から助成希望を受け付け、あらかじめ募金目標額(助成計画額)を定めて募金活動を行う計画募金です。

**【令和4年度募金目標額(県全体)】**  
→ 5億4,500万円

#### 福祉のまちづくりに

県内では令和3年度までの75年間に総額314億円の寄付をいただき、地域を取り巻くさまざまな福祉課題の解決に取り組む民間福祉活動を資金的に支え、福祉のまちづくりに貢献しています。

#### 寄付する人も募る人もボランティア

「寄付すること」「募金活動に参加すること」で、自分の町の福祉を推進するボランティア活動です。自治会・町内会、民生・児童委員、会社や学校関係者などの皆様によりさまざまな場所で募金運動が展開されています。

#### 災害支援にも役に立ちます

災害ボランティアセンターの立ち上げや運営経費を助成します。令和3年7月大雨災害では、熱海市、沼津市、富士市の災害ボランティアセンターを支援しました。  
(各市及び県社会福祉協議会)

寄付金の使いみちは、静岡県共同募金会のホームページをご覧ください。

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>

赤い羽根 静岡

検索



ホームページ

市町共同募金委員会の詳細は裏面をご覧ください。



# “たすけあい”の寄付金のうち、約70%は 富士市の福祉活動に使われ、笑顔につながっています

## 令和3年度募金実績額（報告）

ご協力ありがとうございました。

**29,270,212円**

内訳 一般募金 19,816,581円  
地域歳末たすけあい募金 9,453,631円

## 令和4年度募金目標額（お願い）

今年もよろしくお願ひします。

**31,174,000円**

内訳 一般募金 21,174,000円  
地域歳末たすけあい募金 10,000,000円

## 実績 令和3年度に実施した助成事業 ～こんなところに寄付金が使われています～

### 障害者社会参加促進事業 ～親交を深める～



### 災害ボランティア活動支援事業 ～つながり・助け合い～



### ふれあい・いきいきサロン事業 ～孤立防止や居場所づくり～



## 計画 令和4年度の寄付金で計画する助成事業

一般募金による令和5年度実施事業		地域歳末たすけあい募金による令和4年度実施事業	
児童遊び場補助金	遊び場の設置・補修・撤去などにかかる費用の一部を助成する	地域歳末たすけあい障害者支援事業	在宅の重度心身障害児者に支援金を支給する
聴覚障害者のための防災危機管理講演会	災害時のために聴覚障害者はどう備え行動するべきか考える講演会の開催	地域歳末たすけあい児童青少年支援事業	市内乳児院・児童養護施設の児童や里親に支援金を支給する
低所得世帯児童入学支度費援助	就学予定の児童がいる低所得世帯に支度金を支給する	地域歳末たすけあい低所得世帯支援事業	低所得世帯に支援金を支給する

赤い羽根共同募金運動について、毎年格別のご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

皆さまからお預かりした寄付金は、上記のような生活に困窮している方や障害者の方、乳児院・児童養護施設の子どものため以外に、災害ボランティア支援事業にも役立たせていただきます。

令和3年7月の大雨災害では、床上・床下浸水があった江尾地区の復旧のため、富士市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの方々のお力を借りて泥の掻き出しや床下乾燥など被災された方々を支援いたしました。このような活動の際にも、赤い羽根共同募金の助成金を活用させていただきました。

地域の皆様の福祉のため、ぜひとも赤い羽根共同募金にご理解とご協力をお願いいたします。



[募金活動の様子]

## 税制優遇 赤い羽根共同募金へのご寄付には税制優遇措置が受けられます

個人のご寄付

所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除

法人のご寄付

法人税の「全額損金」算入



## 富士市共同募金委員会（富士市社会福祉協議会）

[事務局] 〒416-8558 富士市本市場432-1 富士市フィナンセ東館1階  
電話 0545-64-4649 FAX 0545-64-6567



ネットで寄付する